

役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境化学会（以下、「この法人」という。）定款第29条に基づき、この法人の常勤役員報酬及び退職慰労金について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬の年額は、別表に示す範囲内で、会長が理事会の承認を得て定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬は月割りして毎月払いとし、その支給日は毎月25日とする。ただし、25日が休日にあたる時は、その前日が休日でない日に繰り上げて支給する。

2 報酬等の支給は、新規就任月をもって開始し、辞任月又は退任月をもって終了する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第4条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(退職慰労金)

第5条 常勤役員が辞任又は退任したとき、又は死亡したときは退職慰労金を支給する。

2 退職手当は、2年以上在職した者に支給する。

3 退職慰労金の額は、その者の報酬の月額に100 / 100 を乗じて得た額に、在任年数を乗じて得た額を超えてはならない。

なお、退職慰労金の算定は任期満了毎にその額を計算し、退任時又は辞任時にこれを累計した額を支給する。

4 前項にかかわらず役員としてふさわしくない行為、その他特別な事情がある場合には、理事会の承認を得て、前項により算定した額を減額することができる。

5 在職期間の算定は、その者が任命された日に属する月から退職した日に属する月までとする。

(補則)

第5条 本規定の施行にあたって必要な事項は、別途、会長が定めるものとする。

附則

1 この規定は、一般社団法人の設立の登記の日（平成22年7月30日）から施行する。

別表 報酬年額の範囲

常勤役員 6,000,000円以内

この規程は、平成22年7月30日から施行する。